

○国立大学法人筑波大学大学執行役員の任期に関する法人細則

平成24年3月8日
法人細則第11号

国立大学法人筑波大学大学執行役員の任期に関する法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第27条の2第4項の規定に基づき、大学執行役員の任期について定めるものとする。

(任期)

第2条 大学執行役員の任期は1年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の末日とする。

2 大学執行役員は、再任されることができる。

附 則

この法人細則は、平成24年4月1日から施行する。